

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年8月20日

【事業年度】 第45期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社ハリマビステム

【英訳名】 HARIMA B. STEM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鴻 義 久

【本店の所在の場所】 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23番地2

【電話番号】 045(311)6241(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部部长 川 崎 久 典

【最寄りの連絡場所】 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23番地2

【電話番号】 045(311)6241(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部部长 川 崎 久 典

【縦覧に供する場所】 株式会社ハリマビステム 東京支店
(東京都港区新橋3丁目4番5号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第45期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(5) (6) (7) (8) 記載なし

(訂正後)

(5) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(7) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。